

スマートフォンを持っていない人も大歓迎

スマートフォン教室 受講者募集

- ▶**対象者** 市内在住の人・各日程12人(集中講座は10人) ▶**参加費** 無料
 ▶**持ち物** 筆記用具・スマートフォン(持っていない人には貸し出します)
 ▶**申込方法** 市役所2階②企画課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、人権ふれあいセンターの窓口へ備え付けてある申込書に必要事項を記入して提出してください。
 ▶**申込期限** 9月27日(金)※応募者多数の場合は抽選。結果は郵送で通知します。

▼講座日程

とき(全て水曜日)	内容	ところ	問い合わせ先
10月16日	マイナポータルを活用しよう	御代志 市民センター 視聴覚室	
10月23日	全国版救急受診アプリ(Q助)で 病気やけがの緊急度を判定しよう		
10月30日	安心・安全にインターネットを楽しもう 合志市アプリ『うえるこ』を利用しよう		
10月30日	マイナンバーカードを健康保険証として 利用する方法・公金受取口座の設定		
10月30日	スマートフォンで年金の情報を確認しよう (ねんきんネット)	市役所2階 大会議室(中)	企画課 デジタル化推進班 ☎096-248-1977 各日程 12人
11月13日	マイナポータルを活用しよう		
11月20日	ハザードマップポータルサイトで さまざまな災害のリスクを確認しよう		
11月20日	安心・安全にインターネットを楽しもう 合志市アプリ『うえるこ』を利用しよう		
12月11日	マイナンバーカードを健康保険証として 利用しよう・公金受取口座を設定しよう	市役所2階 大会議室(中)	
12月11日	スマートフォンで年金の情報を確認しよう (ねんきんネット)		
12月18日	スマートフォンで 確定申告(e-Tax)をしよう		
12月25日		御代志 市民センター 視聴覚室	

▼3日間集中講座

とき	内容	ところ	問い合わせ先
11月26日(火) ～28日(木)	午後1時30分 ～3時30分	オンライン診療や地図、 インターネットを安全に 楽しむ方法など	人権ふれあいセンター ☎096-248-3893 10人 ※全日程受講可能な人

地域の人権相談パートナー

人権よもやま話



●問い合わせ先
人権啓発教育課 啓発教育班
☎096(248)2369



人権擁護委員
小林 富代子さん

私は以前、菊池恵楓園のボランティアガイドとして、旧監禁室や火葬場跡地、納骨堂などを案内していました。コースには、入所者の体験談を聴く時間も設けられていました。現在は感染症対策のためガイドは休止中ですが、歴史資料館の見学は可能です(団体は予約がお勧めです)。

令和4(2022)年にリニューアルオープンした歴史資料館で、6月中旬に阿蘇大津地区の人権擁護委員18人が研修を行いました。この資料館は、『らい予防法』違憲国家賠償請求訴訟で勝訴した入所者やその家族の名誉回復を行なう場であり、人権啓発の拠点でもあります。

明治40(1907)年、平成8(1996)年までの約90年におよぶ隔離政策のもと、ハンセン病の回復者や家族は偏見や差別の中で、筆舌に尽くしがたい苦難を強いられました。

た。戦後ハンセン病は特効薬プロミンの登場で治る病気になったにもかかわらず、昭和28(1953)年『らい予防法』が施行され、国の強制隔離政策は続行されました。むしろ『無らい県運動』などで強化されました。やっと平成8(1996)年に『らい予防法』は廃止され、隔離政策はなくなりしました。しかし、入所者は高齢になり、園外で暮らすのを諦めるをえなかった人も多く、時はすでに遅かったのです。国は隔離政策の過ちを認め謝罪しました。

ことし4月に公表された厚生労働省の意識調査によると、隔離政策を違憲とする判決を「知らない」「あまり知らない」との回答が70・4%、ハンセン病は遺伝する病気と「思う」「やや思う」が14・6%、元患者家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じるも「思う」「やや思う」が21・8%ありました。アンケートの結果からも啓発の必要性を感じます。ハンセン病の差別の歴史を学び、一人一人の人権を大事にする公平な社会をつくっていききたいものです。ぜひ、菊池恵楓園歴史資料館を訪ねてみてください。

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

その契約、『サブスクリプション(サブスク)』ではありませんか

サブスクとは、定められた料金を支払うことにより、商品やサービスを一定期間利用することができる契約です。解約しない限り、自動的に支払いが継続されます。

事例1

現在契約している光回線の事業者から、半年間無料で利用できるインターネットサポートサービスの案内があった。「半年たつて必要なかったら解約してください」という。半年過ぎたら有料になるサービスの案内であった。詐欺のような勧誘方法は問題である。

(40代 男性)

解説

電話勧誘の場合、書面が届いてから8日間はクーリング・オフができます。解約時期や、契約したことすら忘れて、サービスを受けないまま料金だけ払い続けていたという相談もあります。無料であっても必要なければ契約しないようにしましょう。

事例2

スマートフォンでクレジットカードの更新のため、スタートボタンから手続きをしたら海外のサイトに登録していた。メールには月額50ドルの表示があった。サブスクの契約のようだ。クレジットカードは利用停止にしまった。解約するにはどうすればいいか。

解説

登録完了メールが届いた事業者へ解約の意思表示をしましょう。海外のトラブルについては国民生活センター越境消費者センター(CCC)でメールによる相談を受け付けています。

(60代 男性)

本来手続きしようとしているサイトのボタンなのか、広告のボタンなのかよく確認しましょう。枠の端に小さい『X』印などがあれば広告です。

不安に思ったら消費生活センターへ相談してください。



▲市消費生活センター